

屋外広告物許可申請手数料の算定方法の変更について

白井市都市建設部都市計画課

屋外広告物許可申請手数料の算定方法の変更を行います。

日頃から、白井市屋外広告物行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。

令和8年1月1日受付分より、屋外広告物許可申請手数料の内、広告板（独立広告物や壁面広告物等）の算定方法について、次のとおり変更することとなりましたのでお知らせいたします。

1 経緯

令和7年度中に屋外広告物許可申請手数料（以下、手数料とします。）を対象とした例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）の実施に当たり、手数料の算定方法の確認が行われました。

算定の根拠規定である白井市手数料条例（以下、市手数料条例とします。）では広告板の表示面積ごとに1個あたりの手数料が規定されていますが、本市では、同一敷地内に複数の広告板が設置されている場合であっても、個々の広告板の表示面積を合算し、1個とみなした上で市手数料条例に基づき手数料を算定する運用を行っていました。

このような運用に対し、白井市監査委員から、市手数料条例との整合を図るようとの指摘があったことから、広告板の算定方法を見直し、次のとおり変更するに至りました。

2 変更内容

令和8年1月1日受付分から、次のとおり算定方法を変更します。

（変更前：これまでの算定方法）

前述のとおり、広告板に関して、同一敷地内に複数の広告板が設置されている場合は、個々の広告板の表示面積を合算し、1個とみなした上で市手数料条例の規定に基づき手数料の算定を行っていました。

（変更後：令和8年1月1日受付分～）

広告板に関して、表示面積をもとに広告板1個ごとに市手数料条例の規定に基づき手数料を算定し、これらを合算したものを最終的な手数料とします。

3 留意事項

許可を更新する際、表示面積に変更がない場合であっても、前回の申請分と比較して手数料の額が増減する場合があります。

＜お問い合わせ先＞

白井市都市建設部都市計画課計画整備係

電話 047-401-4682

メール toshi-keikaku@city.shiroi.chiba.jp